

## DXサポート事業業務委託公募型プロポーザルに係る質問に対する回答について

No	質問	回答
1	市内中小企業によるDX推進の取り組み事例の収集・コンテンツ制作(仕様書3ページ)について、取材先企業が、本事業で作成した動画を自社の宣伝等で使用したい場合、使用することは問題ないとの認識でよいか。	本事業で制作し納入する、文字及び動画によるコンテンツをはじめとした成果物にかかる所有権及び著作権は、新潟市に帰属するものとします。  その上で、DX推進の情報発信・事例共有という本事業の趣旨・目的の観点から、取材先企業が当該コンテンツを自社広報等に用いることは妨げません。
2	「(1)人材育成・啓発サポート」における「①DX推進セミナーの開催」や「②DX人材育成研修プログラムの実施」の参加者の到達点は、「具体的にDX推進に取り組むための手法を習得」の認識でよいか。	本事業の「(1)人材育成・啓発サポート」における、参加者(参加企業)の到達点としては、「具体的にDX推進に取り組むための手法を習得すること」で問題ありません。
3	「(2)専門家派遣サポート」における支援先数と派遣件数について、上限はあるか。  また、下限に達しなかった場合の対応は。	派遣件数に上限はありません。また、提案において上限を設定することを妨げるものではありません。  なお、最低派遣件数は派遣するよう、利用促進の取り組みを含めて提案するとともに、実施時において下限を下回ることが予想される場合には、本市と協議の上、可能な限り利用喚起を促すなどの対策を講ずる必要があります。
4	各業務におけるDXの定義は、下記の認識でよいか。 (1)人材育成・啓発サポート ①DX推進セミナーの開催及び②DX人材育成研修プログラムの実施 ⇒ 「デジタルトランスフォーメーション(事業・組織等モデルの変革)」  ③市内中小企業によるDX推進の取り組み事例の収集・コンテンツ制作 ⇒ 「デジタルトランスフォーメーション(事業・組織等モデルの変革)」 「デジタルライゼーション(業務効率化等)」  (2)専門家派遣サポート ⇒ 「デジタルトランスフォーメーション(事業・組織等モデルの変革)」 「デジタルライゼーション(業務効率化等)」 「デジタイゼーション(紙の電子化等)」	質問に記載の認識で問題ありません。
5	「(1)人材育成・啓発サポート」における「①DX推進セミナーの開催」や「②DX人材育成研修プログラムの実施」の参加単位は、「企業数」ではなく「人数」の認識でよいか。	セミナー及び研修プログラムにおける、参加単位は「人数」で問題ありません。ただし、本事業の趣旨・目的から、可能な限り「企業数」での参加が多くなるよう工夫するようにしてください。
6	「(1)人材育成・啓発サポート」における「③市内中小企業によるDX推進の取り組み事例の収集・コンテンツ制作」の「ア.DXの取り組み事例の収集」に市内中小企業への調査が含まれているが、その調査とは「既に同様の情報を有している企業・団体へヒアリング等の調査」で良いか、それとも「今回の事業として新規で市内中小企業に対してアンケート等の調査を実施」する必要はあるか。	本事業の求める取り組み事例の収集とコンテンツ制作における収集のための調査手法は問いません。  本事業を実施するにあたり、必ずしも新規にアンケート調査等の実施を要求するものではなく、「既に同様の情報を有している企業・団体へヒアリング等の調査」でも問題ありません。

上記の質問に対する回答は、「DXサポート事業業務委託公募型プロポーザル実施要領」及び「DXサポート事業業務委託仕様書」の内容の追加及び修正とみなします。

令和4年10月11日  
新潟市 経済部 成長産業・イノベーション推進課